

沖縄スポーツ・ヘルスケア産業クラスター推進協議会規約

平成29年8月7日制定

改訂令和元年8月26日

(名称及び事務局)

第1条 この協議会は、沖縄スポーツ・ヘルスケア産業クラスター推進協議会（以下、「本協議会」という。）と称する。また、本協議会の事務局は内閣府沖縄総合事務局が指名する者が行う。

(目的)

第2条 本協議会は、スポーツ・ヘルスケア産業に関連する企業、経済団体、大学・学術団体、金融機関、産業支援機関、行政等の産学金官の有機的なネットワークを基に、沖縄が持つポテンシャルを活かし新分野・新事業等に挑戦する取組を支援することにより、国際競争力のあるスポーツ・ヘルスケア関連産業の創出、沖縄観光産業等の高付加価値化、健康寿命の延伸等を促進し、沖縄地域の経済活性化及び社会的課題の解決に資することを目的とする。

(会員)

第3条 本協議会の会員は、次に掲げるもので前条の目的に賛同し、所定の手続きを行った者とする。

- ① 法人会員（スポーツ及びヘルスケア関連産業の企業、団体等）
- ② 個人会員（大学及び研究機関等に勤務する者）

(事業内容)

第4条 本協議会は、第2条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- ① 産学金官の連携促進に資する事業
- ② 会員が行う新商品、新サービス、新プログラム等の開発に資する事業
- ③ 新事業の創出・企業支援や事業化に向けた研究会・分科会等の開催、会員を含む県内企業・団体等の活動に資するセミナー等の開催
- ④ 会員間のネットワークの構築に資する事業
- ⑤ その他、本協議会において必要とされる事業等

(会員の責務)

第5条 会員は、本協議会事業を行う際に知り得た秘密及び事柄を第三者に漏らしてはならない。

(会員の入会及び退会の手続き)

第6条 本協議会に入会を希望する者は、本規約に同意の上、所定の会員登録を行うものとする。

- 2 退会を希望する者は、その旨、事務局に連絡しなければならない。
- 3 法人会員の名称及び個人会員の名前は、原則、公開するものとする。但し、会員から申し出があった場合は、非公開を妨げない。

(会費)

第7条 会費は無料とする。

(運営会議)

第8条 本協議会の事業を円滑に推進するため、運営会議を設置する。

- 2 運営会議は、20人以内の運営委員をもって構成し、運営委員の中から互選により議長を選出する。また、必要に応じ、オブザーバーを配置することができる。
- 3 議長は、運営会議を統括し代表する。
- 4 運営会議は、事業内容等について、委員等の意見を聴取し、審議する場とする。
- 5 議長は、委員以外の者を必要に応じて運営会議に出席させることができる。
- 6 議長は、欠席する場合は、あらかじめ代理者を指名しなければならない。
- 7 委員は、欠席する場合は、代理者を出席させることができる。
- 8 運営会議は、原則、公開とする。
- 9 運営会議において配布した資料は、原則、公開する。
- 10 運営会議終了後、事務局は速やかに議事概要を作成し、公開する。

(委員の任期)

第9条 委員の任期は、委嘱した年の翌年3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。また、補充または増員により就任した委員の任期は、他の委員と同様とする。

(研究会・分科会等の設置)

第10条 本協議会に研究会・分科会等を設置することができる。

(庶務)

第11条 本協議会に関する庶務は、事務局が行う。

(雑則)

第12条 この規約に定めるもののほか、本協議会の運営に必要な事項は、議長が定める。

附則

この規程は、平成29年8月7日から施行する。

本改訂版は、平成30年8月3日から施行する。

本改訂版は、令和元年8月26日から施行する。